

訪問看護ステーション シエル

感染対策指針

訪問看護ステーション シエル

感染対策指針

訪問看護ステーション シエル(以下「事業所」という。)は、利用者及び従業者等(以下「利用者等」という)の安全確保のため、平常時から感染症の予防に十分に留意するとともに、感染症発生の際には、迅速に必要な措置を講じなければならない。そのために事業所は、感染症の原因の特定及びまん延防止に必要な措置を講じることができる体制を整備し運用できるよう本指針を定めるものである。

1. 基本的な考え方（目的）

感染予防・再発防止対策および集団感染事例発生時の適切な対応等を施設・事業所等における感染予防対策体制を確立し、適切かつ安全で、質の高いサービス支援の提供を図ることができるよう、感染対策マニュアル・感染症業務継続計画（BCP）などのマニュアル・運営規程および社会的規範を遵守するとともに、事業所における適正な感染対策の取組みを行う。

2. 感染予防・再発防止対策および集団感染事例発生時の適切な対応等の整備

（1）平常時の対策

- ①「感染対策委員会」を設置・運営し、適正な感染予防・再発防止策等を整備する態勢の構築に取り組む。
- ②事業所における委員会の運営責任者は 福田 真希 とし、当該者を以って「専任の感染対策を担当する者」（以下「担当者」という。）とする。
- ③職員の清潔の保持及び健康状態の管理に努め、特に、従事者が感染源となることを予防し、利用者および従事者を感染の危険から守ることを目的とした「感染対策指針」を整備する。また、「日常支援にかかる感染管理」として、以下の項目を定める。
 - イ) 利用者の健康管理
 - ロ) 職員の健康管理
 - ハ) 標準的な感染予防策
- ニ) 衛生管理
- ④職員教育を組織的に浸透させていくため、全職員や委託業者を対象に年2回以上の「研修」（入職時含む）を定期的実施する。
- ⑤平時から実際に感染症が発生した場合を想定し、感染症発生時において、迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針に基づき、全役職員を対象に年1回以上の訓練(シミュレーション)を定期的実施する。

（2）感染症発生時の具体的対応

- ①感染症が発生した場合、事業所は利用者等の生命や身体に重大な影響を生じさせないように、利用者等の保護及び安全の確保等を最優先とし、迅速に次に掲げる措置を講じる。
 - イ) 発生状況の把握
 - ロ) 感染拡大の防止
 - ハ) 医療措置
- ニ) 区市町村への報告
- ホ) 保健所及び医療機関との連携

②感染事例等が発生後は、「感染拡大の防止」として、以下の防止策を実施する。

- イ) 生活空間・動線の区分け（ゾーニング・コホーティング）
- ロ) 消毒
- ハ) ケアの実施内容・実施方法の確認
- ニ) 濃厚接触者への対応など

3. 指針の閲覧

「感染対策指針」は、求めに応じていつでも事業所内で閲覧できるようにする。またホームページ等にも公表し、利用者及び家族がいつでも自由に閲覧できるようにする。

附則 本指針は令和7年6月1日より施行する